

葉山町電気自動車購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電気自動車の購入（賃借を含む。以下同じ。）をする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、地球温暖化の防止及び防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 搭載されたリチウムイオン電池によって駆動される電動機のみを原動機とする四輪以上の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の規定により自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、国が行う電気自動車の導入に係る補助金の交付対象となるものをいう。

(2) 新規登録 道路運送車両法第9条に規定する新規登録をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる電気自動車（以下「車両」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 新規登録であること。
- (2) 町内に保管場所があること。
- (3) 賃借にあつては、4年以上の契約であること。

2 この要綱による補助の対象となる者は、車両を購入する個人であつて、次に掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 新規登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所を有すること。
- (2) 町税等に滞納がないこと。

(補助金額)

第4条 補助金額は、車両1台につき5万円とする。

(補助の制限)

第5条 補助を受けることができる車両は、同一会計年度内において1世帯につき1台を限度とする。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、車両を購入する前に、電気自動車購入費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 車両の見積書(写し可)
- (2) 車両の仕様書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、電気自動車購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、申請者に対して条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第8条 申請内容を変更又は中止するときは、速やかに変更・中止承認申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

(実績報告)

第9条 申請者は、車両の購入を完了した日(納車日)から30日以内又は対象車両を購入した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、電気自動車購入実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 車両の自動車検査証の写し
- (2) 車両の領収書(賃借にあつては、賃貸借契約書)の写し
- (3) 車両の自動車保管場所証明書の写し(軽自動車の場合は不要)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を確定したときは、電気自動車購入費補助金交付確定通知書(第5号様式)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金は、前条の規定により補助金の交付を確定した後に支払うも

のとする。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、新規登録の日から起算して4年を経過するまでは、取得財産を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、又は補助金の交付目的に反して使用してはならない。

3 補助金の交付を受けた者は、やむを得ない理由により前項の規定による車両の譲渡等をしようとするときは、あらかじめ電気自動車処分届出書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、必要があると認めるときは、その管理者及び運用の状況を調査することができる。

(決定の取り消し)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 第7条第2項の条件に違反したとき。

(3) 第11条第2項に規定する車両の譲渡等を行ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。